

社会福祉法人出水市社会福祉協議会 評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人出水市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会出席したとき、又は評議員会以外で職務に従事したときは、報酬として日額3,500円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したとき、又は職務のために旅行したときは、出水市職員等の旅費に関する条例の規定を準用して算定した額を費用弁償として支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。